

取引停止措置の概要

- 1 停止措置業者名
所在地及び停止措置期間
別紙のとおり
- 2 停止措置の範囲
首都高速道路株式会社所掌区域内
- 3 事実概要
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会の専務理事(当時)及び一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会の代表理事は、観光庁が令和4年度に事務局を通じて(株)共栄ALUCAZ(現(株)MACHIづくり)に交付した岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去と跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金において、(株)共栄ALUCAZ関連会社の(株)共栄商会取締役として、水増しした虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち2件について約9,000万円をだまし取ったとして、令和8年2月10日、詐欺の疑いで岩手県警察本部に逮捕された。その後、同者は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4,000万円もだまし取ったとして、令和8年3月3日、岩手県警察本部に再逮捕され、同年3月24日、詐欺罪で起訴された。
- 4 停止措置理由
「競争参加停止措置準則」(平成17年準則第22号)
別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)

〈競争参加停止措置準則別表第2〉

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

別紙

業者名	所在地	取引停止措置期間
(1)全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目5番5号	2026年4月23日～2026年6月22日(2か月)
(2)一般社団法人日本ホスピタリティテクノロジー協会		